

【TAS 州への入州】NT 州からの入州者は、10月26日(月)以降は自己隔離不要

【ポイント】

- タスマニア(TAS)州政府は、北部準州(NT)からの入州者は10月26日(月)(TAS 州時間)以降、14日間の自己隔離が不要になると発表しました。
- NSW 州からの入州者に関しては、TAS 州政府より10月19日(月)に新しい情報が提供される予定です。

【本文】

1 タスマニア(TAS)州政府は、北部準州(NT)、クイーンズランド(QLD)州、首都特別地域(ACT)、南オーストラリア(SA)州、及び西オーストラリア(WA)州からの入州者は10月26日(月)(TAS 州時間)以降、14日間の自己隔離が不要になると発表しました。

2 10月26日(月)以降に上記の管轄区域から TAS 州に入州する場合には、Tas E-Travel Online System を通じて、旅行者を登録する必要があります(10月23日(金)から利用可能)。Tas E-Travel オンラインシステムは、現在使用されている G2G PASS SYSTEM ではありませんのでご注意ください。(末尾リンク参照)。

3 NSW 州からの入州者に関しては、TAS 州政府より10月19日(月)に新しい情報が提供される予定です。

4 10月26日(月)以降、TAS 州への入州に際して自己隔離が実際に不要となるかについては、TAS 州政府の発表を今後も注視してください。

○TAS 州政府ホームページ

(州境制限は10月26日から変更)

<https://coronavirus.tas.gov.au/travellers-and-visitors/quarantine>

(TAS 州政府の州境規制緩和に係るメディア・リリース)

<https://www.coronavirus.tas.gov.au/media-releases/tasmanias-safe-border-strategy>

(TAS 州安全州境戦略)

http://www.premier.tas.gov.au/tasmanias_safe_border_strategy

(G2G PASS SYSTEM)

<https://coronavirus.tas.gov.au/travellers-and-visitors/g2g-pass>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>